

# 犬の飼い主のみなさんへ

## ★あなたの飼い犬は、登録と狂犬病予防注射を受けていますか？

狂犬病は、発症すればほぼ100%助からない病気で、世界では、年間5万5千人の方が亡くなっています。

昨年、京都と横浜で2人の方が発症し、亡くなっていますが、海外で感染したとはいえ、感染の可能性は高まってきているといえます。

この恐ろしい病気のまん延を未然に防止するために、**狂犬病予防法**で、飼い主の義務が規定されています。

### 1 犬の登録をすること

犬を飼い始めてから30日以内に飼い主は登録をしなければなりません。

登録すると『鑑札（かんさつ）』が交付されます。

登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるかを把握することができるため、万が一、国内で狂犬病が発生した場合に、迅速に全頭の管理ができ、まん延を防ぐこととなります。

### 2 犬に毎年狂犬病の予防注射を受けさせること

犬への予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかることを予防し、加えて人への感染を防ぐことができます。

予防注射を受けると、その証明として「狂犬病予防注射済票」が交付されます。

**法律に違反すると裁判の対象になる場合があります。**

## ★ちゃんと飼うことは、最大の動物愛護と言えます！

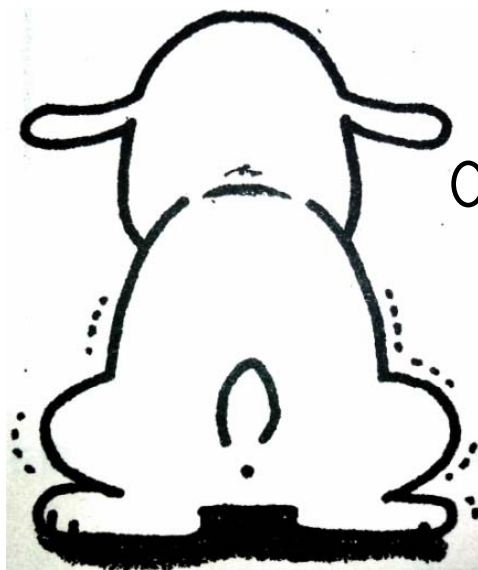
人と動物が快適・健康に暮らしていける社会のために、飼い主には社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があるとともに、モラルとマナーが必要です。

### 飼い主のみなさんに守ってほしい5か条！

- ① 犬の習性等を正しく理解し、最後まで愛情と責任をもって飼いましょう
- ② 咬むなどの危害や、鳴き声・糞尿などによる迷惑の発生を防止しましょう
- ③ 飼養は、ちゃんと管理できる頭数にし、むやみな繁殖はやめましょう
- ④ 犬と人の双方に感染する病気の知識をもちましょう
- ⑤ 名札や、マイクロチップなどを付けて飼い主がわかるようにしましょう

※狂犬病予防法で、飼い犬への鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は飼い主の義務です。

## 飼い主の皆さんへ



私たちは、ひとりぞ  
フンの始末ができません。  
お願いですから、私たちのフン  
は必ず持ち帰って下さい。

### 『フンを置き去りにしないで！』

犬を散歩させるときに、フン始末用のビニール袋を持っているのに、誰も見ていないし1回くらいなら！と、つつい捨わずに、フンを放置してその場を去ってしまった！なんてことはありませんか？

「フンは必ず持ち帰り処分しましょう！」の看板を目にしたとき、あたり前のことじゃないか！と思いますか？

### 放置されたフンに困っている方がいます。

普段は持ち帰っているのに、ほんの出来心でやってしまったフンの放置も、心ない飼い主により繰り返されるフンの放置も、行為は一緒であり、犬や、飼い主の立場を悪化させてしまいます。

私たちの願いは、ペットを飼っている人も、飼っていない人も、みんなが気持ち良くすごせる「放置フンゼロ！！」の環境です。

「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」に犬の飼い主の厳守事項として、道路等の公共の場所等を汚物で汚さないこと、散歩に行く場合は、汚物処理具を携帯して処理すること等が規定されています。

**愛犬のフンは、飼い主が必ず持ち帰って処理しましょう！**

『人と動物のより良い共生社会のために！』

## 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準』は、  
『動物の愛護及び管理に関する法律』第7条第4項の規定に基づき、  
動物の所有者又は占有者の責務等について定められた基準です。

### 基準のポイント

- ◆ 家庭動物の多様化へ対応するために、今までの犬・ねこ中心の基準から、家庭で飼育される動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を対象とした飼い方の基準としました。
- ◆ 人と動物の共生社会の実現のために、飼い主の責任を重視しています。
  - ・ 動物を飼う前に、飼おうとする動物の習性などをよく調べ、責任を持って最後まで面倒を見ることができるかよく考えること！
  - ・ 飼い主を明示する措置を推進すること！
  - ・ 繁殖制限のための措置を徹底すること！
  - ・ ねこの室内飼育を推進すること！
  - ・ 学校において適切な動物の飼育を確保すること！
- ◆ 自然環境に配慮した飼育を求めています。
  - ・ 家庭動物を逃がしてしまうこと、放し飼いをすることによって、野生動物の生活を圧迫してしまうことのないよう、自然環境の保全に配慮した飼育を飼い主の責務として明記しています。

## 第4：犬の飼養及び保管に関する基準

犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。

1. 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。
2. 犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
3. 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。
4. 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。
  - (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
  - (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
  - (3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。
  - (4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬（以下「危険犬」という。）を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けるよう努めること。
5. 危険犬の所有者等は、当該犬の行動を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等屋外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等に努めること。
6. 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。

犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。